山梨県知事 殿

申請者 住所

氏名

(EII)

(法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)

林地開発許可申請書

次のとおり林地開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を 申請します。

開発行為に係る森林の 所在場所	市郡	町 村	大字	字	地番
開発行為に係る森林の 土地の面積					
開発行為の目的					
開発行為の着手予定年月日					
開発行為の完了予定年月日					
開発行為の施行体制					
備考					

注

- 1 面積は実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
- 2 開発行為を行うことについて環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に基づく環境影響評価手続を必要とする場合には、備考欄にその手続の状況を記載すること。
- 3 開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、その施行者の防災措置 を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において開発 行為の施行者が確定していない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に 必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。

林 地 開 発 行 為 事 業 計 画 書

事業又は施設の名称						
開発行為に係る森林の所在地						
	開発行為	に係る森林	面積			m²
開発に係る土地の実測面積	開発行為	をしようと	する森林	木面積		m²
	開発行為	に係る事業	区域面积	責		m²
				面	積	
	用	途			(単位	m²)
			森	林	森林以外	計
開発行為をしようとする土地の						
用途別面積						
建造物の概要						
CEN O MS						
全体計画の概要及び期別計画の概要						
THE PRINCIPLE OF THE PR						
跡地利用の計画						
<u> </u>						

	一時利用の期	月間						
一時利用の場合の利用後におけ る原状回復の措置	原状回復の力	ラ法						
	原状回復の腎	 寺期						
開発行為の着手及び完了の予定	着		手		完		了	
時期		年	月	日	4	年	月	日
	用 地 費				自己資金			
	工事費				借入金			
所用経費及び調達方法	その他				補 助 金			
	計				その他			
	別紙内訳表	長のとま	3 b		計			
	法 令 及	び適	用条	項	申請	Ħ	許可	可日
他の法令により土地利用								
(開発) について制限のある場合								
における事業実施に必要な許認可								
、資格、又は登録の状況						,		
その他								

山梨県森林法施行細則第2号様式

土地面積等一覧表

	所		在				面				積				森林現況						
	場		所						森		林		森林	以外	左のうち造成	開発用		混交			機能の高
市町村	大	字	字	地	番	全	体	今	回申	請	今後開	残置	開発	残置	する森林又は	途目的	樹種		林齢	材積	い森林の
								新規	盤下げ	既開発	発する	する	する	する	緑地			歩合			種類

林 地 開 発 行 為 保 全 施 設 計 画 書

工法										
	切土量	盛土	量	客土量	4	舎土量				
残土の処理	m³		m³	n	ı³	m³				
	残土の処理	方法			T					
	種	別	切	1 土	盛	土				
	法 面 直	i 高	最大	m m	最大	m				
法面の保護	法 面 勾	可 配								
	小段の	設 置								
	法面保護の)措置								
	擁壁の規模	構造等								
	種別	設置位	立置	規模構	 造 ⋅	数 量				
										
排水施設										
	設置位置、構造、	規模、数量	等							
洪水調整池										
	設置位置、構造、	規模、数量	等							
えん堤等										
7270 VE ()										

沈 砂 池	設置位置、構造、	規模、数	量等			
貯水池、導水路等	設置位置、構造、	規模、数	量等			
落石、なだれ等の防止施設	設置位置、構造、	規模、数	量等			
	残置森林	造成森	林	緑地	計	%
残置し、又は造成する 森林又は緑地	残置森林の位置、	幅等				
	造成森林 (緑地) 、数量等	の方法				
場外の防災施設その他						

山梨県知事 殿

申請者 住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名)

公共施設等に関する同意・協定の一覧表

次のとおり同意を得るとともに協定が成立しました。

1 公共施設等の管理者

種別	管理者	同意年月日	摘 要
給水施設			
(上水道)			
給水施設			
(下水道)			
消防水利施設			
取付先水路			
放流先水路			
水利権			
その他			

2 新たに施設される公共施設等

種	別	概	要	協定成立年月日	市町村名	用地の帰属

注 概要欄には広場、公園、緑地及び貯水池施設については面積のみを、また、上下水道管渠については延長のみを記入すること。

3 従前の公共施設等

種別	管 理 者	同意年月日	摘 要
里道			
国有河川敷			

土地所有者等関係権利者の同意書

開発行為者氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

開発行為の目的

次の森林における上記の開発行為の施行については、同意します。

森林の所在場所	権利の種類	同意年月日	権利者の住所及び氏名	印

注 森林の所在場所は、地番まで記入すること。

権利の種類は、所有権、賃借権又は地上権の別に記入すること。

1 筆に係る所有が共有である場合には、別紙に共有者名簿を添付し、それぞれ押印すること。

印鑑は印鑑登録証明書の印鑑を押印すること。

山梨県知事 殿

届出者 住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)

林地開発行為着手届

林地開発行為を次のとおり着手するので森林法第10条の2第1項の規定により、届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 山梨県指令 第 号
開発行為の目的	
開発行為の所在場所	
着手年月日	年 月 日
許可期限	年 月 日
施工者住所及び氏名	開発行為者と施工者が異なる場合に記入すること。

山梨県知事 殿

申請者 住所 氏名 印 (法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)

林地開発行為許可変更申請書

林地開発行為を次のとおり変更したいので森林法第10条の2第1項の規定により、申請します。

許可年月日及び番号			年	月	日	山梨	県指令	第	号
開発行為に係る森林の	変更前								
所在場所	変更後								
開発行為に係る森林の	変更前								
土地の面積	2の面積 変更後								
変更の理由									
変更の内容									
変更前の許可期限			年	月	日	から	年	月	日まで
変更後の完了予定年月日		年		月		日			

山梨県知事 殿

届出者 住所

氏名

印

(法人にあっては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名)

林地開発行為許可変更届

林地開発行為を次のとおり変更したいので森林法第10条の2第1項の規定により、届け出ます。

許可年月日及び番号		年	月	日	山梨県指令	第	号
開発行為の目的							
開発行為に係る森林	変更前						
の所在場所	変更後						
開発行為に係る森林	変更前						
の土地の面積	変更後						
変更の理由							
変更の内容							
変更							
施工者住所氏名	変更後						

山梨県知事 殿

届出者 住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名)

林地開発行為廃止届

林地開発行為を次のとおり廃止するので森林法第10条の2第1項の規定により、届け出ます。

許可年月日及び番号	年	月	日	山梨県指令	第	号
開発行為の目的						
開発行為の所在場所						
開発行為の許可期限		年	月	日ま	で	
		(着手年	月日:	年	月	日)
廃止年月日		年	月	日		
廃止の理由						
廃止後の措置						

山梨県知事 殿

報告者 住所

氏名 印

(法人にあっては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名)

林地開発行為施行状況報告書

林地開発行為について、 年 月 日現在の施行状況を森林法第10条の2 第1項の規定により、報告します。

許可年月日及び番号		年	月	日	山梨	県指令	第	号
開発行為の目的								
開発行為の所在場所								
着手年月日		年	三月		目			
開発行為の許可期限		年	三月		日ま	で		
設		計	ŀ	Ц	¥	¥	高	
工種	数	量	エ	利	重	数	量	%

山梨県知事 殿

報告者 住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名)

林地開発行為完了報告書

林地開発行為が次のとおり完了したので森林法第10条の2第1項の規定により、報告します。

許可年月日及び番号	年	月	日	山梨県指令	第	号
開発行為の目的						
開発行為の所在場所						
着手年月日		年	月	日		
完了年月日		年	月	日		
開発行為の許可期限		年	月	日		
施工者住所及び氏名	開発行為者	と施工	者が異な	なる場合に記入	すること。	0

山梨県知事 殿

(地位を譲り受けた者)

報告者 住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名)

(地位を譲り渡した者)

報告者 住所

氏名 印

(法人にあっては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名)

林地開発行為地位承継報告書

林地開発行為に係る開発行為者の地位を承継したので森林法第10条の2第1項の規定により、報告します。

許可年月日及び番号	年	月	日	山梨県指令	第	号
開発行為の目的						
開発行為に係る森林の所在 場所						
開発行為に係る森林の土地 の面積						
承継年月日	年	月	日			
承継の原因						

山梨県知事 殿

報告者 住所

氏名

印

(法人であるときは主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名)

林地開発行為事業者住所(氏名)変更報告書

林地開発行為に係る次の事項を変更したので森林法第10条の2第1項の規定により、報告 します。

許可年月日及び番号		年	月	日	山梨県指令	第	号
開発行為の目的							
開発行為に係る森林 場所	木の所在						
開発行為に係る森林 の面積	木の土地						
許可者の氏名	新						
及び住所	旧						
変更年月日		年	月	目			
変更場所							
変更の理由							

別紙様式2

開発行為施行能力に関する申告書

年 月 日

山梨県知事殿

次のとおり申告します。

氏(名	名(称及び代表者)											
住 (所 所 在 地)											
法令による 登 弱	宅地建物取						資 主たる	本 取引金融	金機関		万	刑
資	産 の	状 況										
納	利	还分 年度区分	法人和 又は 所得和	ま 事	業税		町 村 税	置 資 産	定 その 税	り他	計	
税	(前 年	年度 度)										
額	(前々生	年度 F 度)										
職	員	数事	務職	人	技術	哉 .	人	労務職	人		計	人
技術者名	役 職 名	氏	名	年	齢在	勤職	資 資	格免言	午・学	歴	・その	他
又は主な 役員												
過去5年間 の開発行為 (実績がな	(工事名)	場	所	面 積	許認定年			工年月日 成年月日	検 査 交付年		工事	高
場合は他法に基づく開行為等)にする実績	発											

- ※1 預貯金口座の残高証明書、各種税別の納税証明書及びその他申告内容の根拠となる 書類(法令による登録を証する書類、開発行為の許可書等)を添付すること。
 - 2 資産の状況欄は、貸借対照表、損益計算書等の法人の財務状況や経営状況を確認できる資料を添付(法人の場合は必須)すれば記入を要しないが、その旨記入すること。

別紙様式3

残置森林等の管理に関する誓約書 (例文)

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

(EJ)

(法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)

次の残置森林等について下記のとおり維持管理することを誓約します。

開発行為に係る森林の所在場所

開発行為をしようとする森林面積及び区域

m^d 別図のとおり

残置又は造成する森林又は緑地の面積及び区域

m² 別図のとおり

記

(残置森林等の保存)

1 残置森林等は他の目的には一切転用いたしません。

(造林の実施)

2 残置森林等のうち、補植又は改植を必要とする箇所には、現地に適合した樹種を適期に 植栽します。

(保育の実施)

- 3 残置森林等のうち、造成した森林又は緑地については、適切な保育事業を行います。 (立木の伐採)
- 4 残置森林等の立木を伐採する場合は、伐採を始める90日から30日前までに、市町村に「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出します。

(誓約事項の承継)

5 残置森林等の所有権その他森林等を利用する権利を他に譲渡したときは、この誓約事項 を当該権利者に承継します。

林地開発行為実施工程表

事業者 名

EI

	1ヶ	2ヶ	3ヶ	4 r	5ヶ	6ヶ	7ヶ	8ヶ	9ヶ	10ケ	11ケ	12ケ
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
準備工事												
(防災工事)												
								l		l		

準備工事 (防災工事) を先行させる工程表を作成すること

防災施設の部分確認を加味した工程とすること。

防災施設の部分確認より前に他の開発行為を行う必要がある場合、仮設の防災施設を設置する工程とすること。

山梨県知事 殿

事業施行者 住所

氏名

林地開発行為に係る連絡調整について

このことについて、昭和49年2月27日衆議院農林水産委員会における「森林法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(抄)」に基づき関係書類を添えて協議します。

山梨県知事 殿

事業施行者 住所

氏名

林地開発行為に係る連絡調整の変更について

平成 年 月 日付け森整第 号で協議を了したこのことについて、関係書類を 添えて協議します。

山梨県知事 殿

届出者 住所

氏名 印

林地開発行為に係る連絡調整変更届

林地開発行為を次のとおり変更したいので届け出ます。

協議年月日及び番号		年	月	日	森整第	号
開発行為の目的						
開発行為に係る森林	変更前					
の所在場所	変更後					
開発行為に係る森林 の土地の面積	変更前					
の土地の面積	変更後					
変更の理由						
変更の内容						

		1			王導入ガイドラインチェックリスト(計画編) ガイドラインの内容に沿った対応となっているか以下のチェックリストで確認をしてくた 	さい 。
	区分	(どちら 対応	必要性 かに〇) 対応	チェック	內 容	対応状況の詳細
		必要	不要	#	日射量や自然条件の事前調査を行う。	
					周辺環境や景観への影響の調査を行う。	
					市町村にエネルギー施策や土地利用計画に合致するか、地域の意向はどうか把握するための相談を行う。	
				П	事業候補地に適用される法令の有無、規制や手続きについて県や市町村に確認する。 「立地を避けるべきエリア」では事業を行わない。これらのエリアで事業を行う場合は住民合意の難航、事業化	
					「	
					富士山景観配慮地区・富士山北麓世界遺産景観保全地区	
					自然公園の特別地域及び普通地域	
					自然環境保全地区及び自然記念物	
					保安林	
					砂防指定地等の災害危険区域	
	上出の海中				農用地区域等	
	土地の選定				風致地区	
					文化財指定エリア	
事業計画 の立案					市町村景観計画における重点地区等	
					その他立地を避けるべきエリア	
					「立地に慎重な検討が必要なエリア」ではなるべく事業を行わない。これらのエリアで事業を行う場合は、安全 の確保や住民合意に長期の調整期間を要するなどのリスクがある。	
					災害のリスクが高いエリア	
					地域森林計画対象民有林	
					市町村景観計画の景観形成拠点等	
					重要な観光施設等に近接するエリア	
					埋蔵文化財包蔵地	
					その他、日本遺産やエコパークの指定などがされている場合は、市町村の意向を確認する。	
					住民との合意形成のため、住民説明の範囲や説明方法について市町村に確認する。	
	地域との関係				住民説明にあたっては分かりやすい資料を使用し、丁寧な説明を行う	
	構築のために 必要な事項				地域貢献策検討し、提案する	
					地域住民の要望がある場合、災害防止協定の締結に応じる。締結後に事業者変更がある場合は適切に引き継ぐ。	
					事業に利用できる土地の広さを踏まえて事業規模を設定する。意図的に低圧分割しない。	
	その他事業計 画の立案				電力会社へ系統接続の状況を確認する	
	画の立来 にあたり 必要な事項				品質保証や出力保証などされているパネルやパワコンを選ぶなど、信頼性の高いメーカーの製品を選定する。	
事業計画の 決定に 向けて 必要な事項					保守点検及び維持管理計画を策定している。	
	「事業概要書」 の提出				事業計画が大まかに決まったら「事業概要書」を市町村に2部提出する。FIT事業の場合は認定申請の前に提出する。	
	「事業内容変 更・事業廃止 届」の提出				「事業概要書」の提出後に事業計画を変更する場合や事業をやめる場合には、「事業内容変更・事業廃止届」を 市町村に2部提出する。	

~ H#	光発電施設の:	_			ラインチェックリスト(設計・施工編) ガイドラインの内容に沿った対応となっているか以下のチェックリストで	で確認をしてください。
		対応の(どち	必要性 らかに	チェッ		
		対応必要	対応不要	ク欄	pt #	対応状況の詳細
					地形図等の資料調査、観察による現地調査、スウェーデン式サウンディング調査等の実施による地盤調査を行う。	
					地盤等の状況に応じて必要な防災対策を行う	
					がけ崩れ、出水のおそれがある土地の地盤改良、擁壁の設置等	
					地盤が軟弱な場合の地盤改良、擁壁、土の置換、水抜き等	
				_	切土、盛土を行う場合の、雨水の流れる方向調整のための勾配形成	
					切土によるすべりやすい土質がある場合のくい打ち、土の置換等のすべり対策 盛土を行う場合の、30cm以下の厚みに分けた土盛り、建設機器による締め固め、地すべり抑止抗設置	
					選手と11 7 場合の人 300m以下の時のドニカリル上型 7、 建設販舗による場の回の7、25 7・・・ 5 利工机設置 傾斜地に盛土を行う場合の場合の段切り等	
					接壁、石張り、芝張り、モルタル吹き付け等による切土、盛土面の保護	
	防災に配慮				がけ崩れ、土砂流出の恐れがある場合、排水施設設置	
	すべき事項				振壁に関する技術的な措置 (構造計算、裏面排水、2 m以上の擁壁の場合建築基準法施行令を準用)	
					調整池等の排水施設を工事の最初に設置する。	
					斜面へ設置する場合は斜面の崩壊を助長したり誘発しないような対策を行う。	
					地形、地質等の状況に応じた急傾斜地崩壊防止施設の設計	
					のり面への土留め施設の設置	
					石張り、芝張り、モルタル吹き付け等によるのり面の保護	
					土留施設の裏面排水、水抜穴の設置 水の浸透または停滞により崩壊の恐れがある場合、排水施設の設置	
					かい次になるには197mにより別域の心れがある場合、水水ル島のの成晶 急傾斜地崩壊防止施設崩壊の恐れがある場合、なだれ防止工、落石防止工の実施	
					流末水路への接続に関する水路管理者と協議を行う。	
土地開発の 役計・施工					周辺の自然環境の特性を考慮した措置を講ずる。	
K #1 - 76					自然環境保全上の必要があるときは、数ブロックに分けて造成し、ブロック間に緩衝エリアとしての縁地を設けるなど自然の連 縁性に配慮する。	
					希少野生動植物が生息する土地では保全措置を講ずる。	
					緑地の形成にあたっては、市町村が定める緑化基準に適合させる。	
					敷地面積2,000m以上の場合、緑地割合を敷地面積の20%以上とする。	
	環境に配慮すべき 事項				事業地内の用土活用、現存樹木の移植等、地域の植生に適合した緑化を行う。	
					新たな植栽は、地域の自然植生に適合したものを選ぶ。	
				_	浸透施設の設置等による地下水の酒養機能を保持する。	
					設置工事時に低公害事を使用するなど大気汚染、水質汚濁の防止に配慮する。	
					設置工事の作業時間の設定、遮音施設の設置などによる騒音や振動の低減対策をする。 設置工事中の砂埃の飛散防止のため、散水等を行う。	
				0	道路沿いや民家等に隣接する場合は、植栽や柵塀等で目隠しを行う。	
					尾根線上、丘陵地、高台等へ設置する際の稜線等への配慮	
					伐採により樹木の連続性をなくさない (稜線を乱さない) 。	
					太陽光発電施設を突出させない(土地形状に連和感を与えない)。	
	景観保全のために 配慮すべき事項				眺望点から視認できる場合の配慮	
	配慮すべき事項				主要な道路から望見できないよう、不透過性の橋塀等を設置する。	
					主要な眺望点から見える場合、背景の色彩と同化させる、分散して配置し植栽を用いるなど人工物の存在感を軽減させる。	
					その他景観に配慮すべき事項	
					自然環境豊かな箇所に設置する場合には、既存樹木等を活かし、やむを得ず伐採する場合は植栽をする。	
					景観形成拠点から視認できる範囲に電線、電柱等設置する場合で景観に影響を与える場合、地中化を検討する。	
	安全に				発電設備は、	
	配慮すべき事項			0	施工は、建設業法の許可を受けている者が行うとともに、電気工事士法に基づく有資格者が作業を行う。	
					周辺環境に配慮した設計・施工	
					パワコンからの騒音防止のため、家屋に隣接した場所を避けることや防音壁設置等の配慮	
					反射光による周辺環境への害がないようにパネルを配置する。	
	環境及び景観に配				景観に配慮した設計・施工	
	虚した設計・施工				太陽光パネルの色彩は、周囲と調和した色彩とし、低明度かつ低彩度とする。	
					太陽光パネルは、低反射で、文字、図形が描かれていないものにする。	
					フレームの色彩は周囲と調和し、素材は低反射のものにする。	
					パワコン、分電盤、フェンス等は、周囲の景観に調和したものにする。	
	地域で活用される 電源としての設 計・施工				自立運転機能のあるパワコンと非常用コンセントを設置する。	
記載機の設 計・第工	計・第工				地域住民が非常時に利用できるよう、取り決めや使用方法の訓練等を行う。	
					保守点検や消防活動に必要な作業スペースを確保している。 立入防止措置	
		-			立人防止措置 50k帯以上の場合、機械器具等が危険である旨の表示、容易に立ち入れないよう措置する。	
					OURBULEの場合、機械衛具等かで終じめる盲の表示、各易に立ち入れないよう指面する。 周囲にフェンスを設置、出入口を施錠し、立入禁止の表示をする。	
					「BUBIL - フェンハと SUM 、	
					フェンス等は第三者が容易に取り除くことができないものを用い、施錠、立入禁止の表示をする。	
	その他発電設備の設計・第工に必要				事業者名の表示(標識の設置)	
	な事項				外部から見えやすい場所に発電設備の認定IDや認定事業者名、連絡先、運転開始年月日(予定日)等を表示する。	
					認定事業者又は保守点検責任者のいずれかの連絡先(電話番号)を記載する。	
					標識の材料は、風化で文字が消えないものを使用し、強風等で外れないよう措置する。	
					標識の大きさは、縦25cm以上、横35cm以上、面積3mi以内のものとする。	
					標識の色彩は、低明度、低彩度色とする。	
				-	設計の詳細は「地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン」に従う。	
	運転開始前の			-	2,000 k W以上の場合、自主検査の実施及び使用前安全管理審査を受審する。	
完成後に 必要な事項	自主検査等			+	500 k W以上2,000 k W未満の場合、自主検査をし、その結果を国に届け出る。	
必要な事項	_				500 k W未満の場合は、自主的に技術基準に適合していることを確認する。	
	「工事完了 · 運転開始層」	1			工事が完了し、運転開始をしたら「工事完了・運転開始届」を市町村に2部提出する。	

	E	Д.		必要性 らかに))	チェッ	内 容	対応状況の詳細
	Δ.	π	対応必要	対応不要	クク欄	n e	对心认龙切开机
		安全の確保				計画時に策定した保守点検・維持管理計画に則った点検と維持管理を行う。	
						遠隔監視システムを導入し、発電量の確認を行う。	
	発電設備の					定期的な除草により、日照を確保する。除草剤はできる限り避ける。	
	維持管理	発電性能の 維持				その他発電設備の維持管理に必要な事項	
						事業継続の備えとして損害保険や、第三者への賠償保険に加入する。	
						「太陽光発電システム保守点検ガイドライン」等に従った適切な保守点検を行う。	
1	事業地の	定期的な点検				定期的に地割れや法面の崩れ、排水溝や調整池に土砂が堆積しているなどの異常がないか確認 する。	
	維持管理	定期的な維持管理市町村への連絡				異常が発見された場合は専門業者に調査を依頼し、必要な補修を行う。	
		市町村への連絡 及び住民への周 知				土砂流出等の近隣への被害が発生するおそれがある場合は、現地を確認し市町村・地域住民へ 速やかに連絡する。	
	非常時の	迅速な復旧				発電施設が被災した場合はロープを張るなどの第三者が近寄らないような対策をとり、速やか に復旧する。	
	対応	事故・被災状況 報告書の提出				発電施設に事故が起きた場合や被災した場合は「事故・被災状況報告書」を市町村に2部提出する。	
		電気事業法に 基づく事故報告				50kW以上の太陽光発電施設で感電、死傷事故、火災などが起きた場合は国に事故報告をする。	
	適切な撤去・	計画的な廃棄等 費用の確保				事業計画策定の段階から計画的に廃棄等費用を確保する。	
	遊守事項	有害物質の 情報把握				太陽光パネルに含まれる有害物質の情報を製造・輸入販売事業者へ照会するなどにより把握する。	
k E		廃棄物処理法				使用済の太陽光パネル・架台を廃棄物処理法に基づき適正に処理する。	
	海正か労土・-	の遵守				適正処理のために必要な情報提供をするに当たっては「使用済太陽電池モジュールの適正処理 に資する情報提供のガイドライン」に従う。	
-	適正な撤去・ 処分の実施	建設リサイクル 法の遵守				建設リサイクル法に基づき特定建設資材を適正に処理する。	
		環境省のガイド ラインに従った 適切な撤去・処 分				環境省の「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」に従ってリサイクル や処理をする。	